

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

正する規則
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「より高い」を「と異なる」に改める。

第二十九条の六中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第二十九条の十の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

平成十九年六月二十二日印刷
平成十九年六月二十二日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)